

2 国土交通省総合政策局実施事業について

2-1 海域地理情報システム（GIS）基盤情報の整備

（1）事業の背景と目的

1）背景と目的

GISは、世の中で生じている現象や存在する対象に位置情報を付加することにより、行政行為、産業活動、国民生活等の広範な分野においてこれまで行なわれてきた諸活動を、より効率化、迅速化、高度化することができ、またこれまでにはない新しいサービスや産業を生み出すことが期待されている。

一方、GISを普及・推進していくためには、世の中の現象や対象に位置的情報を付加するだけでなく、それらの情報を配置するための土台となる基盤情報を整備する必要がある。

海上保安庁ではこれまで、航海の安全に必要な正確で最新の情報を提供するため、港湾・沿岸・海洋等の測量を行なってきたが、これらを数値化し、GISの基盤情報として整備することにより、航海の安全確保や海上保安業務に有効活用できるだけでなく、海洋開発、環境保全、マリンレジャーなどに多面的に活用することが期待される。

平成14年度のGISモデル地区実証実験では、13年度に引き続き、基盤情報となる「沿岸の海の基本図」等の整備を行なった。

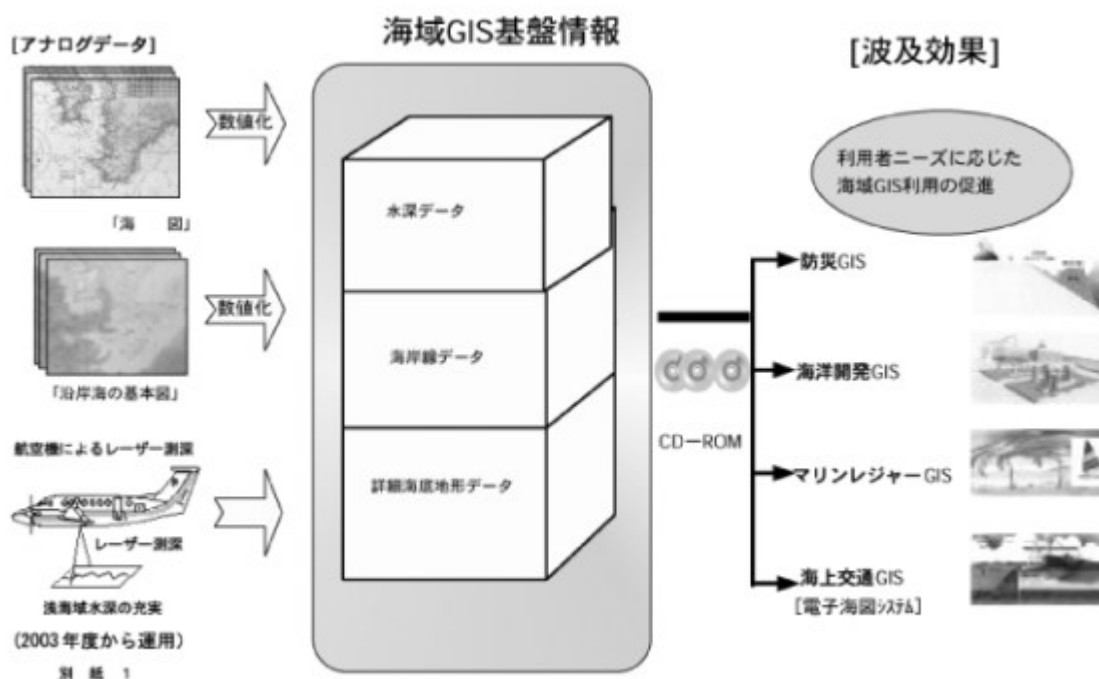


図2-2-1 海域地理情報システム基盤情報の整備

2) 海上保安庁の調査・情報提供業務の概要

近年、船舶の航行安全のみならず、海洋環境の保全に必要な調査、自然災害から人々を守るために必要な調査など海洋調査に関わるニーズが拡大している。また、ふくそう海域における安全の確保や、マリンレジャー人口の増加に伴い、海洋情報のユーザーが拡大している。

これらの変化に対応するため、海上保安庁では、IT技術を活用し、正確な情報の収集及び情報提供の充実に努めている。

具体的には、電子海図の整備、海の基本図や水路誌等のデジタル化、水路通報や航行警報、日本海洋データセンターが保有する海洋観測データのインターネットによる提供などを実施しており、特に距岸50km以内の航行警報は携帯電話によるインターネットサービスでの提供も行なっている。

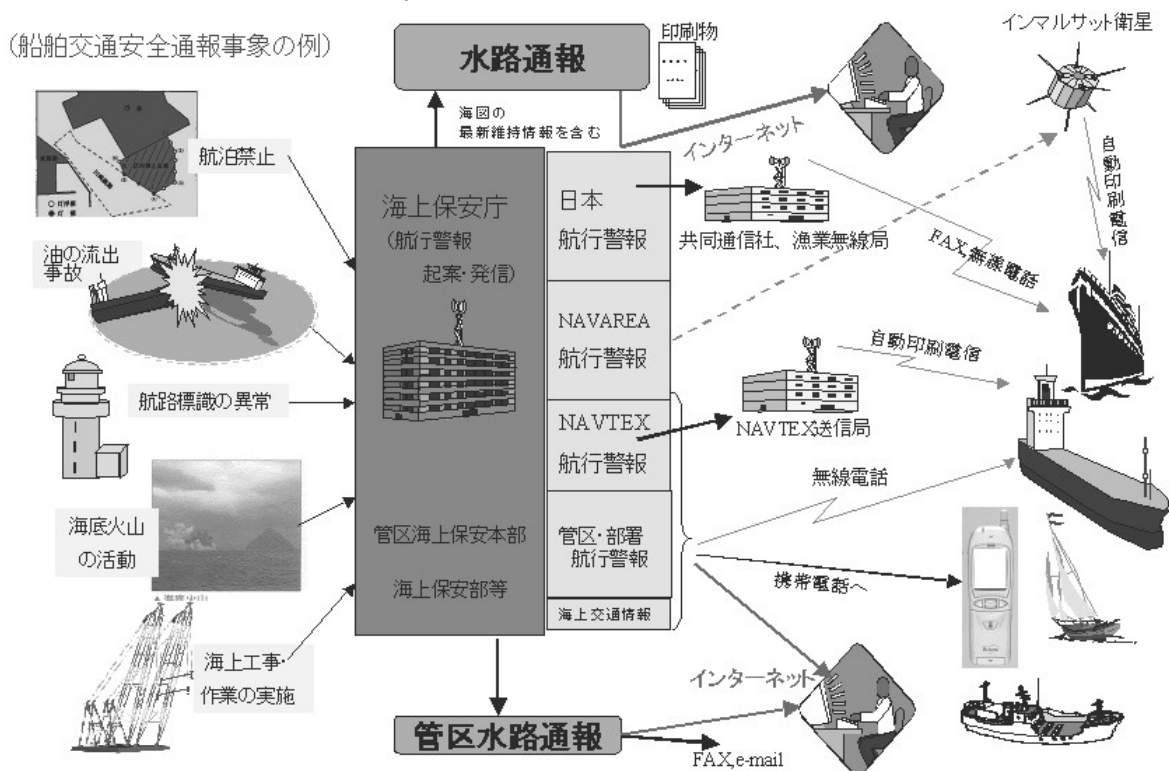


図 2-2-2 船舶交通安全通報業務の概念図



図 2-2-3 電子海図CD-ROM

(2) 事業の概要

海上保安庁では、我が国の沿岸海域において水深測量、音波探査調査を実施し、海底地形図、海底地質構造図の2図を1組(調査報告書付)とした「沿岸の海の基本図」を刊行している。

この図は、領海基線の確定による我が国の権益確保のための重要な基礎資料になると同時に、海洋の利用開発、自然災害の防止、海洋環境の保全など多方面にわたる有益な海洋情報として利用可能である。

特に重要な海域をカバーした縮尺1万分の1「沿岸の海の基本図」の整備は既に完了しており、現在は、離島を含めた我が国の沿岸全域をカバーする縮尺5万分の1「沿岸の海の基本図」の整備を進めている。

「沿岸の海の基本図」のデジタルデータについては、平成15年3月現在で提供可能な海域は下記に示す258海域である。また、保有する海岸線付近の空中写真のデジタル化も進めており平成15年3月現在約13,000枚が提供可能となっている。

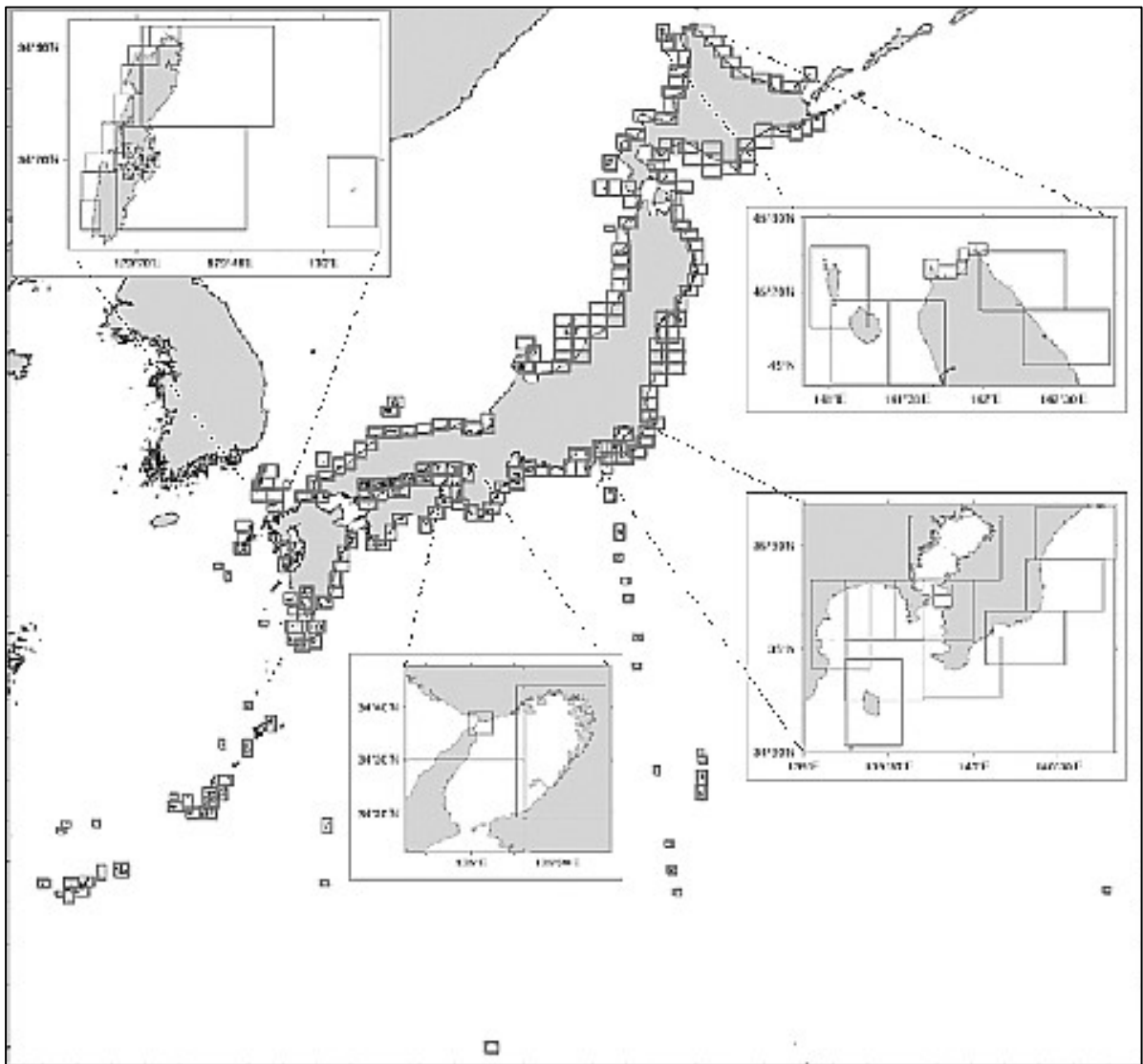


図 2-2-4 「沿岸の海の基本図」デジタルデータ整備状況

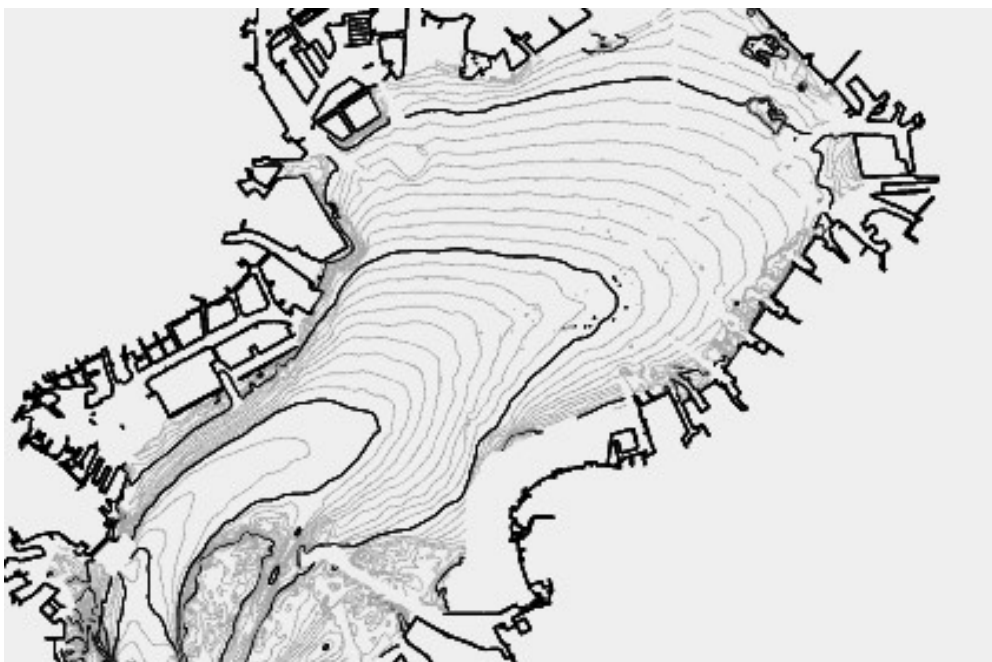


図 2-2-5 「沿岸の海の基本図」表示例（東京湾付近）

（ 3 ）今後の課題

これまで行なってきた「沿岸の海の基本図」のデジタル化については、引き続き残されたアナログデータのデジタル化を行なうとともに、まだ基本図を作成していない海域についても、引き続き整備を進めていく。

なお、現在、整備したデジタルデータについてはCD - ROMでの提供を行なっているが、利用者が容易に迅速に正確で最新の情報を入手することが可能となるよう、インターネットでダウンロードが可能な環境の整備を進めていく。

また、海上保安庁では、測量船の立ち入れないような浅い海域等での海図整備を推進するため、14年度に航空機レーザー測深機を整備した。

航空機レーザー測深機については15年度後半からの運用開始を予定しており、これにより取得されたデータについては、実測データと比較するなどして検証等を実施した上で、電子海図等への更新等に反映させていく予定としている。